

議案第 5 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正す
る条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 4 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋川渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。